

令和5年度 補正予算
地域標準手順書普及等事業

令和7年3月
檀原地区医師会

手順書：気管カニューレの交換（在宅・特別支援学校用）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

気管開窓術後、または、気管切開後、1週間を経過して瘻孔が完成した気管カニューレ挿入中の患児・患者



【看護師の診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

1. 何らかの原因でカニューレが抜けてしまった場合
2. カニューレのカフ等の破損があり、交換が必要な場合
3. カニューレが乾燥した分泌物等で閉塞した場合
4. 定期交換 _____ 週間に1回



【診療の補助の内容】

気管カニューレの交換

使用カニューレ：〇〇社 △△△△△外径 □mm



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 呼吸状態の変化 (SpO₂、呼吸数の変化など)
- 分泌物量・出血量の変化
- 皮下気腫の有無
- (人工呼吸器装着の場合) 一回換気量、分時換気量の変化

その他確認すべき事項()

交換後、病状の悪化があり、緊急に診療の必要性があれば救急車でかかりつけ医に搬送する。



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 事後、病状の変化がなければ担当医師への電話連絡は不要
2. 記録を記載し、医師と看護師間で情報共有
3. 終了直後に医師に連絡(電話、mail、SNS)連絡先〇〇-〇〇〇〇

手順書の期間 〇年△月□日～〇年△月□日

発行医療機関 〇〇クリニック
医師 特定 太郎